

令和6年7月31日時点で、工事中の「宅地造成等」は、届出が必要です。

盛土等に伴う災害を防止し、市民の生命及び財産の保護を図るため、令和5年（2023年）5月26日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」につきまして、**令和6年（2024年）7月31日に、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、運用を開始します。**

運用開始時点で、宅地造成等に関する工事が完了していない場合は、令和6年7月31日（水）～令和6年8月21日（火）の期間に、宅地造成等に関する届出書の提出が必要です。
下記届出対象を実施している場合は、まちなみ整備部開発審査課へ届出をお願いします。

届出対象となる規模

■土地の形質の変更（盛土・切土）

例：宅地を造成するための盛土・切土 残土処分場における盛土・切土
太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	① 盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①②除く）	④ 盛土で高さが 2m超 となるもの（①③除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④除く）
イメージ図					

【届出書類について】

項目	概要
1. 届出書	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第15号）
2. 位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物
3. 地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線、等高線（2m）
4. 土地利用平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設 ・排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ※植栽、芝張り等の措置を行う必要が無い場合は、その旨を記載
5. 写真	土石の堆積を行っている土地及び周辺の状況を明らかにする写真

※届出された内容は、インターネット等で公表します。